

「幼・児・の・発・達・に・即・し・て・一・人・一・人・の・幼・児・期・に・ふ・さ・わ・し・い・生・活・を・展・開・し・必・要・な・体・験・を・得・る・よ・う・に・す・る・た・め・に・作・成・す・る・具・体・的・な・計・画・で・あ・る・こ・と。」と記されている。

この第一項目は、「現行」にはない、前述の「前文」に照応する内容を持つもので第一項目にふさわしい「指導計画」の基本的な意味を明示したものと見てよい。これまで繰返し引用してきた幼稚園教育要領改善の基本方針を踏まえた改善の具体化として受取りたい。

○「現行」の「指導上の一般的留意事項」と「改訂」の「一般的な留意事項」

先の比較対照表は、諸事項のうち内容の共通する事項について「改訂」の事項に「現行」の事項を対照させたものである。然るに、「現行」の部類と「改訂」とは一致していない。

今ここでその個々の該当する事項について検討を加える暇はないが、それに代えて次のことを付言したい。

「指導上の一般的留意事項」とは、幼児の環境とかかわり、生活の中で活動するとき、「ねらい」を達成するために幼児の個性を引きだし伸ばすための、教師の援助や指導で、すべての幼児の活動に一般的に共通して必要な留意事項のほずである。従って、これらの事項は当然のこととして、「改訂要領」に言う「指導計画作成上の留意事項とならなければならぬであらうし、〔一般的な留意事項〕の中に盛りられて然るべきものであらうと。

IV おわりに

これまで、「現行幼稚園教育要領」と昭和六十五年度から全面実施されるはずの「改訂幼稚園教育要領」——改訂要領は告示前であるので、やむをえず文部省初等中等教育局幼稚園課から出された「幼稚園教育課程講習会説明資料」（昭和63年8月）を代って使用した。——とを比較し、編成の形式面と内容面とからその相違点を指摘した。

従って、小稿は幼稚園教育要領の改訂内容に対する論評ではなく、「教育課程の基準の改善の方針」により「幼稚園教育要領改善の基本方針」がどのように立てられ、具体的な改善の事項が「改訂要領」の編成の中にいかに盛りられているかを指摘し、「現行要領」との比較によって改訂点をより明確にしようと意図するものであったことを理解されたい。主題の内容が広汎にわたり、紙数にも制限があつて十分意を尽さなかつた点のあることを諒とされたい。

（一般教育・人文）

より作り出される具体的な活動を通して、目標の達成を図る。
 ○幼稚園では前項を踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され適切な指導が行われること。

○以上のことが達成されるよう、次の事項に留意して、教育課程に基づき調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成する。

——〔一般的な留意事項〕・〔特に配慮を要する事項〕

と続く。——（P. 9～P. 11参照）

（「現行」の第三章はP. 3～P. 6参照）

②「現行」の「第三章」と「改訂」の「(3)」との諸事項の内容面からの比較

形式面からの比較については、先にP. 13で触れたが、ここに内容面からの比較を試みるに当り、再度確認したい。

「現行」では、「第三章指導および指導計画作成上の留意事項」と標題が二分野をまとめた形となっており、従って小項目も「一指導上の一般的留意事項」と「二指導計画作成上の留意事項」とに分れている。然るに「改訂」では、「(3)指導計画作成上の留意事項」としてまとめられ、小項目ではそれを「一般的な留意事項」と「特に配慮を要する事項」に分けている。この点にP. 13で述べたごとく観点の相違があるようである。

この点を明らかにするに当って、先ず「現行」・「改訂」の諸事項を対照して、その異同がどこにあるかを確かめたい。

諸事項の所属する部類により、各事項を次の記号で表す。

（「現行要領」——「現」、
 「一指導上の一般的留意事項」——「指導」、
 「指導計画作成上の留意事項」——「計画」、
 「各事項の番号」——「(一)・(二)……」

「改訂要領」——「改」、
 「(一般的な留意事項)」——「(一般)」、
 「(特に配慮を要する事項)」——「(配慮)」、
 「各事項の番号」——「(一)・(二)……」

順序に従って、1)・2)……）（本文はP. 5、P. 10参照）

——「現行」・「改訂」の諸事項の比較対照表——

「改」、 「一般」	1) 「現」(該当なし)
2)、(i)	「現」、「指導」、(一)・「計画」、(一)(二)(三)
(ii)	「現」、「計画」、(四)
(iii)	「現」、「指導」、(二)(三)(四)
3)	「現」、「計画」、(五)
4)	「現」(該当なし)
6)	「現」、「指導」、(五)
7)	「現」、「指導」、(六)・「計画」、(七)
「改」、 「配慮」、1)	「現」、「計画」、(六)
2)	「現」、「計画」、(七)
3)	「現」、「計画」、(八)
4)	「現」、「計画」、(十)
5)	「現」、「指導」、(三)
6)	「現」、「計画」、(七)

比較対照表により、「現行」と「改訂」との異同について指摘したい。

○「改訂」にあつて「現行」にない事項

「改」、
 「一般」、1)は指導計画は何のために作成するかどうかを明確に示したものである。すなわち、

○「音楽リズム」
 ○「絵画製作」

↓ 「表現」

領域

感性と表現に関する領域

「改訂」の領域「表現」の前文に、領域設定の観点を次のごとく述べている。

「この領域は、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲及び創造性を豊かにする——」とあり、「豊かな感性を育て自己を表現する意欲は自然や身近な環境と十分にかかわることの中で美しいものや心を動かすできごとなどに出会うことや、自分の感情や体験を豊かに表現する機会を持つことによって育てられる。」と述べている。

また、幼児期の自己表現について、「造形や音楽、身体表現などの具体的な活動を通して行われることが多い。また、自己を表現することによって感性や創造性が高められていくものである。」と説明している。

「現行」の領域「音楽リズム」・「絵画製作」の「ねらい」がそれぞれ四項目設定されているが、その中、改訂の領域「表現」の「ねらい」の三項目に当嵌るものを挙げると、「絵画製作」の第四項目が「表現」の第一項目に、「音楽リズム」の第四項目及び「絵画製作」の第二項目の「ねらい」を合せて、「表現」の第二項目として、「感じたことを考えたことをさまざまな方法で表現しようとする。」として活かしている。

また、「音楽リズム」の第一・第二項目及び「絵画製作」の第一項目は、「表現」の中でその「ねらい」が統括され、「——」、さまざまな表現を楽しむ。」となり、さらに上述の「」内の施線の部分

に「生活の中でイメージを豊かにし、」を付加している。

さて、「現行」の領域、「音楽リズム」及び「絵画製作」の名称が、「音楽」・「リズム運動」・「絵画」・「工作」を内容とするイメージを持ち、この二領域の「ねらい」にもそれらのものを指向する意図がうかがわれる。

先にもP.14に掲げた「教育内容の必要性」の④に触れたが、この領域「表現」への改善の趣旨も、同じくこの④項の内容を踏まえたものと言えるであろう。

すなわち、「現行」の「領域・ねらい」の示すものは、教科目的な内容に立つ色彩が濃くうち出れた傾向があり、「幼稚園教育の基本」の条件である「遊びを通しての指導」「ねらいの総合的な達成」に逆行する点を誘発することを考慮した上での改善として、「領域・ねらい」の総合化を企図したものに違いない。

前述の「生活の中でイメージを豊かにし」と付加したことが、遊びの中にこそ感性を豊かにする要因があり、総合的な幼児の生活の中で表現の機会を巧まずして持つことを示唆したものである。

(三)「第三章指導および指導計画作成上の留意事項」・(3)指導計画作成上の留意事項(の内容面からの比較)

①「改訂」の「③指導計画作成上の留意事項」の前文の要約

前文の内容を要約すると次のごとくなる。

○幼稚園教育における指導計画の考え方や指導計画の作成上留意する必要があることについて示す。

○幼稚園教育は、幼児が自ら意欲を持って環境とかかわることに

ね該当するが、第三項目は「改訂」の領域「環境」の「ねらい」の第一項目に取入れられている。「改訂」の領域「社会」の中、第二項目として「すすんで身近な人とかかわり、愛情や信頼感を持つ。」が新たに「ねらい」として設けられているが、領域の改善の方針に基づく当然の措置といえる。

「改訂」で新たに設けられた領域「環境」の「ねらい」については、「内容」の性格から新・旧の相互関係を見ると、「現行」の領域「社会」の第三項目及び領域「自然」の第一・第三項目が、「改訂」の領域「環境」の第一項目に、「現行」の領域「自然」の第二項目及び第三項目の一部と第四項目とが、「環境」の第二項目及び第三項目とにそれぞれ活かしている。(P.3・P.8参照)

○「言語」→「言葉」——言葉の獲得に関する領域

「言語」を「言葉」と改称した理由は、P.14に掲げた「①領域の編成」に述べたところに在ることは言うまでもない。

「ことば」からくる語感が、日常生活の中で話される日常的な内容をもった言葉のやり取りを指すものと理解される。——領域の名称やその内容が小学校の教科内容と混同されやすいものであったことなどから、——が、「言語」の持つ語感が一つの要因であったと考えることは強ち不当とは言えない。

「改訂要領」の「ねらい」の前文には、幼児の「言葉」の獲得について、「身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意志などを言葉で伝えようとし、それに相手が応答することや、身近な人の言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものである。」と

さらに、「幼児の認識や思考は言葉を使うことで確かなものとなっていく。したがって、生活の中で心を動かし表現したくなるような体験を豊富に持つこと、また、言葉を交わす喜びを味わえるような友達や教師の存在があること、話したり聞いたりする経験を持つことなどが言葉を使って表現する意欲や態度を育てる上で大切な要件となる。」と述べている。

このような観点から、「改訂」の「ねらいは、第一項目として「自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう。」としている。「伝え合う喜びを味わう」ことは、伝達機能を持つ言語をもって相互伝達が行われるという人間の本来の喜びを味わうというに止まらず、その基底に先に引用した「身近な人に親しみを持って接し」、「言葉を交わす喜びを味わえるような友達や教師の存在があること」という、幼児にとって安定感・信頼感・存在感のあることが肝要であることを強調している。

「ねらい」の中に「話すこと」「聞くこと」「日常語の理解と使用」等の「言葉」の働きを伸ばす指導や「想像力を豊かにする絵本や物語などに親しむ」ことについては、「現行」「改訂」の「ねらい」ともに变りがない。

「言葉」を取扱う場合、「特に文字に関する系統的な指導は、直接これを取り上げて指導するものではなく、個々の幼児の興味や関心、感覚が遊びの中で自然に培われるようにすることが大切である。」ことを強調し、「言葉」の「ねらい」を達成するためには、「望ましい言語環境の中で生活し自然な形で話したり聞いたりする経験を豊富に持つことが大切である。」としている。

リズム・絵画製作・音楽リズム)であるのが、「改訂要領」では、五領域で、(健康・人間関係・環境・言葉・表現)と改訂されることは確実視してよい。

(4)「領域」の編成の改善と「内容」の所属について

「説明資料」の「三幼稚園教育要領改善の要点」・(1)・①領域の編成」において、「実際には、このような領域の性格が理解されず、領域の名称やその内容が小学校の教科内容と混同されやすいものであったことなどから、領域を小学校における教科と同様に扱ったり、領域を特定の経験や活動と対応させるなど、幼稚園教育にふさわしくない実践が行われる傾向もみられた。このような実情を考慮し——(再掲)と改善の理由を述べている。

以下、「現行要領」の「領域」・「ねらい」と「改訂要領」のそれを勘案しながら、共通な内容またはそれに近いものを対照的にまとめて示し考察を加える。(「領域」・「ねらい」の本文は、「現行要領」P.3、「改訂要領」P.8参照)

○「健康」→「健康」——心身の健康に関する領域

「ねらい」では「現行」の第一・第三項目を「改訂」では合せて第三項目とし、「現行」の第二項目を「改訂」ではこれをほとんどそのまま第二項目とする。「改訂」では、第一項目として「明るくのびのびと行動し充実感を味わう。」が新しくつけ加えられた。

「ねらい」の前文として、それらの「ねらい」を設けた観点を述べているが、その中で「幼児期には自分から十分に体を動かして健康な生活を展開することが大切であり、」としており、このことが心身に健康であるための基礎を形成するものであることを強調

調している。第一項目にこの「ねらい」を置いた理由はここにあると思われる。

○「社会」→「人間関係」——人とのかわりに関する領域

○「自然」→「環境」自然や身近な環境とのかわりに関する領域

「改訂要領」の領域設定において、「人間関係」・「環境」を設けたことは特筆すべきことである。

P.14に掲げた「説明資料」中、「幼稚園教育要領改善の基本方針(要約)へ教育内容改善の必要性」①に、「社会的変化の著しい中で幼児を取り巻く環境が激変し、直接体験の減少や人間関係の希薄化などの諸問題を生じ、幼児の発達に個人差が生じていることが指摘されている。」と、教育内容改善の急務であることを述べている。

それを受けて、「人間関係」の領域の前文では「多くの友達や教師と安定した人間関係を持つ中で、幼児は自己の存在感や自分とは違ったさまざまな人への積極的な関心、共感や思いやりなどを持つようになる。——」と言っている。また、「環境」の領域の前文では、「自然や社会の事象などの身近な環境に積極的にかかわる力を育て、それを生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から「ねらい」及び「内容」をまとめ——」といい、「①幼稚園教育の基本」でも幼稚園教育は「環境を通して行うものである」としている。

「現行」の領域「社会」の「ねらい」の中、第一・第二項目は「改訂」の領域「人間関係」の「ねらい」の中、第一・第三項目に概

8、各領域は小学校の各教科と性格の異なるものであることに留意する。

により具体的な「ねらい」や「内容」を組織する。

6) 領域は小学校の教科とは異なるから領域別の教育課程の編成などをしない。

7) 「ねらい」・「内容」は幼児の生活を通して教師が総合的指導を行う視点であり環境を構成する視点である。

8) 特に必要な場合各領域の「ねらい」の趣旨に基づき加えてもよいが「幼稚園教育の基本」を逸脱しない。

以上、「現行要領」と「改訂要領」の前文に表現された事項を順次に配列して対照的に示したが、事項の内容が一致するか、またはある程度同じ内容を持つものを、番号をもって示すと次のごとくならう。(上は「現行要領」、下は「改訂要領」)

1 | 1)、2 | 4)、3 | 4 || 5)、5 | 7 || 8)、6 || 8)、8 || 6)

(番号と番号とをつなぐ符号、||は事項の内容が一致するかほとんど一致することを示し、|はある程度の一致を示す。)

「1 | 1)」及び「2 | 4)」の関係は、「改訂要領」の1)・4)において「ねらい」及び「内容」を明瞭に区別し、「ねらい」は幼稚園修了までに幼児に育つことが期待される具体的な目標であり、幼児が諸体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら、次第に達成

に向かうものであるとし、「内容」は「ねらい」を達成するために身につけていくことが望まれるものであり、環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導することがらであるとされた点の相違である。

このような「説明資料」に言う改善の行われた意図は、各領域に示す諸事項が持つ働きが、教育活動の営みの中のどこに位置づけられるかが必ずしも明確でなかったことからくる誤解や多様な判断(P. 14 参照)の解消にあったものと判断される。

「改訂要領」の2)・3)・7)の項目は「現行要領」にはない新しい内容を盛った項目である。P. 19の対照表で略記したごとく、2)は領域設定の経緯、筋道であり、3)は、幼稚園教育の基礎・基本を述べて、「ねらい」の達成に至る経過的要件や「内容」の指導の方法の規定についての基本となる理由付けを示したものである。

また、7)は「改訂要領」の「幼稚園教育の基本」である「環境」「総合的指導」の視点として「ねらい」・「内容」が働かなければならないことを強調している。これもP. 15に掲げた、「幼稚園教育の基本」に拠るものに外ならない。

② 「領域の設定」の内容面からの比較

P. 11で「現行要領」と「改訂要領」の編成の相違を対照表で示し、P. 13で領域の設定の形式面について述べた。この項では、各領域の専門分野の細部にまでは立入ることができないので領域の編成と「ねらい」に限って内容面から比較検討したい。

(ア) 「領域」の編成について、

「現行要領」では、六領域で、(健康・社会・自然・言語・音楽

ものである。』といっている。

また、「②領域に示される事項について」の「○健康——心身の健康に関する領域」において、次のように述べている。

「このような観点から次のようなねらいが考えられる。

- ・ 明るくのびのびと行動し充実感を味わう。
- ・ 自分の体を十分に動かし進んで運動しようとする。
- ・ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

いを挙げている。このねらいは、「②幼稚園教育の目標」の「(i)健康

安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を養うようにすること。」という「一般的な目標」を根拠とした「具体的な目標」であることが明瞭である。

結局「目標」は、幼児の発達の特性を踏まえて環境を通して行うという基本的(態度)をもつて進める幼稚園教育の到達すべき一般的な目印ということができ、ねらいは幼稚園終了までに幼児に育つことが期待される具体的な目標である。」と言える。

(二) 第二章内容「(2)ねらい及び内容」の内容面からの比較

「第二章内容」及び(2)ねらい及び内容)は、前文並びに各領域の事項とその趣旨や留意事項等の二つの部分に分けることができよう。この項においては、紙数の関係から簡に従い「①前文」・「②領域の編成」に関して、内容面からの比較を試みたい。「現行要領」の「第二章内容」の該当部分はP.2に、「改訂要領」の(2)ねらい及び内容の該当部分はP.7に掲げた。↓

① 「前文」の内容面からの比較

「前文」に表現された事項を内容によって分けると次のごとくな

る。(本文の要点を簡約して示す。)

(現行要領)

- 1、領域の事項は幼稚園終了までに指導することが望ましいねらいである。
- 2、相互に関連し具体的総合的な経験や活動を通して達成される。
- 3、領域の事項により全期間を通じて指導すべき全体を見通し、望ましい幼児の経験や活動を選択配列し、調和のとれた指導計画により実施する。
- 4、領域の事項は年齢教育期間地域の実態によりその程度を適切に決める。
- 5、特に必要な場合は領域の事項に基づき適切なねらいを各領域に加えて指導できる。
- 6、しかし指導事項を多くしたり程度の高すぎるねらいの達成をはかたりしないこと。
- 7、領域の事項の趣旨を逸脱しないよう慎重に配慮する。

(改訂要領)

- 1) 領域の事項は幼児の生活を踏まえ幼稚園終了までに育つことが期待される心情意欲態度を具体的な目標である「ねらい」とし、その達成のために身につけることが望まれるものを「内容」とする。
- 2) 「ねらい」「内容」を発達の諸側面や育てたい能力や態度からまとめて領域とした。
- 3) 幼稚園教育は幼児期にふさわしい生活の中で心身の発達の基礎体験を得ることを通して行われる。
- 4) 「ねらい」は生活体験の積重ねと関連の中で達成に向い「内容」は環境にかかわり具体的活動を通して総合的に指導されなければならない。
- 5) 「ねらい」「内容」により幼稚園教育の具体的な方向をとらえながら幼児や地域の実情

「環境」の人格形成に及ぼす積極的・消極的側面を強調し、「環境」の概念規定を明確にして混乱を避けるとともに、「環境作り」に及び、幼稚園教育は環境を通して行うものであると断定している。

以上で、「説明資料」の「二幼稚園教育要領改善の基本方針」の「改訂要領」の「(1)総則」・「①幼稚園教育の基本」に係わる重要な部分の解説を終る。

「説明資料」のP.17に掲げた「現行要領」の内容に対する「解釈の多様化、共通理解の不徹底、恣意的解釈」は、必ずしも、教育要領の編成及び内容の不明確のみにその要因を帰することができないことは言うまでもないが、「改訂要領」において「①幼稚園教育の基本」の項目を設け、幼児がいかなる心身の発達段階における特性を備え、何によってどう伸びて行くか、その効果を期待できるようにするためには、いかなる配慮を払い何を環境として創造したらよいかを示したことは、大きな改善といえるであろう。

「②幼稚園教育の目標」(P.6参照)は前文と(i)～(v)の五項目から成り立っている。

前文では、「①幼稚園教育の基本」を受けて、幼稚園は、幼児期が「生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期である」から「幼児の発達特性」(P.15「幼稚園教育の基本」参照)を踏まえ、「幼児期にふさわしい生活を展開させる」ことを通して述べ、目標を達成させるための基本的態度を明確に示している。このようにして始めて、目標の達成が、幼児の心身の発達段階に即した日常の実生活と一体化する中で無理なく可能になって行くものと判断される。

ここには達成されるべき五目標(ねらい)が掲げられている。(P.

6参照)この「改訂要領」の五目標は、学校教育法第78条の幼稚園の目標①～⑤及び「現行要領」の基本方針(一)～(六)の双方に対応せらるべきものである。

学校教育法・「現行要領」及び「改訂要領」の三者の当該部分を「領域」に示される事項と対照させると、学校教育法の目標は現行の六領域と一致し、「現行要領」の「基本方針」はP.17で前述したごとく、「現行」の六領域を含むとともに「改訂」の「幼稚園教育の基本」・「一般的留意事項」・「ねらい及び内容の考え方」に属すると考えられる。「改訂要領」の目標は改訂の五領域と一致している。

最後に「目標」という用語の意味(概念)を確認しておきたい。「目標」を「ねらい」としても誤りとは言えないが、「教育要領」では用法が同一ではない。「改訂要領」で「目標」の使用例を拾うこととする。「①幼稚園教育の基本」の前文に、「特に次に示す事項を重視してその目標の達成を図らなければならない。」とする。「②幼稚園教育の目標」の中で、「幼時期にふさわしい生活を展開させることを通じて、次のような目標の達成に努めなければならない。」といい、五項目の目標を掲げている。

これに対して、「改訂要領」の中で「ねらい」の使用例を挙げると次のごとくである。

「(2)ねらい及び内容」の「①ねらい及び内容の考え方」に、『各領域に示される事項は幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえ幼稚園修了までに幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを具体的な目標である「ねらい」とし、それを達成するために教師が援助し幼児が身につけていくことが望まれるものを「内容」とする

方」の範疇に入るべきものであろう。

(四)は(九)と同じくP.10の「幼児の生活は家庭を基盤として——」に該当しよう。

以上「現行要領」の「基本方針」の十一項目を、「改訂要領」の項目に該当させた結果、「基本方針」①幼稚園教育の基本・「②幼稚園教育の目標」・「③指導計画作成上の留意事項」の「一般的留意事項」・「②ねらい及び内容」の「ねらい及び内容の考え方」の四範疇に分散した。

これは「現行要領」の「基本方針」の概念規定が明確でなかったのではなからうか。「第一章総則」の「基本方針」には「幼稚園は、教育基本法にのっとり、学校教育法に示す目的および目標を達成するために、次の基本方針に基づき、——」と述べている。

言うまでもなく、学校教育法に示す「目的」は、『第77条 幼稚園は幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。』であり、「目標」は『第78条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。』と述べ、①～⑤にわたって六領域の内容を明示している。この学校教育法の目標である①～⑤の内容は、ほとんどそのまま「現行要領」の基本方針(二)～(六)に移し盛られている。この観点からしても、「基本方針」と呼ぶのは不明確な名称を当てる結果を招いたことにはならないだろうか。

次に、(一)・(七)・(八)は、先にP.17で述べたごとく、目標を達成するために幼児期の心身の発達段階の特性を踏まえることを基本とする配慮が必要であることを指摘したものと考えたい。

(九)・(十)・(十一)はP.17で前述したので、重複して言及しない。

P.14に「説明資料」から「(iii)幼稚園教育要領改善の基本方針」を要約したが、(教育内容改善の必要性)①～⑤のうち、④の「現行の幼稚園教育要領の解釈の仕方が多様であり、基本的な共通理解がなされていない現状である。」のも、ただ恣意的な解釈によって生まれたものだけではなく、前述の編成上の不備が起因しているとも考えられる。

② P.6・7に「改訂要領」の「(1)総則」中、「①幼稚園教育の基本」及び「②幼稚園教育の目標」を掲げたが、「現行要領」に換えて①・②を置いた根拠を、「基本」と「目標」の各条項の内容面から追求しよう。

「①幼稚園教育の基本」に関し、「説明資料」の「(二)幼稚園教育要領改善の基本方針」の前文で、「幼稚園教育の基本となる事項について、共通理解がなされるように明示するとともに、——」と述べるとともに、「(1)幼稚園教育の基本」(P.15にその要約を掲載)に「幼稚園教育は環境を通して行うものであることを基本とし、特に次に示す事項を重視してその目標の達成を図らなければならない。」とし三項目(P.15参照)を挙げ、幼稚園教育の基本(的態度)を明確にしている。

P.14「幼稚園教育改善の基本方針」中、P.15「幼稚園教育の基本」の冒頭において、幼児の発達段階の特性を述べ、「周囲の大人の保護や信頼関係を基盤とし」、「自分から環境に働きかけ、刺激を受け」、「直接的・具体的な体験を積み重ねる中で」、「基礎となるさまざまな力を身につけ自己を形成していく時期である。」とし、さらに続いて

する興味・関心や意欲、身体活動や運動の能力などを培うことになる。幼児期のこうした体験は、心身の調和的な発達にぜひとも必要である。

幼稚園教育において身近な事象や具体物、特に生き物や自然の素材などの十分なかわりを通して、それらへの親しみ、探求心、思考力の芽生えなどを培うとともに、これらの体験の中で豊かな感受性、表現する意欲及び創造性の基礎が養えるようにする。

③ 基本的な生活習慣や態度を育成すること

健康で安全な生活を送るのに必要な基本的な生活習慣や態度は、幼児期からの人とかかわりの中で培われる。家庭における信頼関係を基盤にして他者とかかわりを広げ、幼稚園においては、教師との信頼関係を基盤として健康で豊かな園生活を営むための習慣や態度を身につけていくと言える。

幼稚園教育では、教師との信頼関係を基礎に、生活の全体を通して、基本的な生活習慣や態度の形成を図ることが必要である。

(注) 「文字・数量」の取扱いについて

文字や数量は幼児が生活の中で繰り返しふれることにより、自然に身につけていくものである。したがって幼稚園教育においても、他の内容の指導と同様に、特に直接これを取り上げて指導するのではなく、幼児が活動を豊かに展開する中で、生活体験としてそれらへの興味・関心や感覚を育むことが望ましい。——「説明資料」の該当項目の要約(了)——

以上で、「説明資料」の「教育課程の改善のねらい」及び「幼稚園教育要領改善の基本方針」を要約して述べたが、これは「改訂要領」の改善の根拠となる理由に外ならない。前項で述べた『現行要領』・「改

訂要領」の編成の形式面からの比較』の結果を対照させながら、「改善のねらい」と「基本方針」とが「現行要領」との比較においていかに「改訂要領」の編成の内容面に具現されているかを検討したい。

(一) 「第一章総則」・(1)総則)の内容面からの比較

——「」は「現行要領」の項目、()は「改訂要領」の項目を示す。(以下同じ)——

(一)・(1)「形式面からの比較」で述べたごとく、「改訂要領」では「現行要領」の「一基本方針」に該当する部分が「①幼稚園教育の基本」・「②幼稚園教育の目標」と改められている。このことについて内容面から比較検討したい。

① P. 2に「現行要領」の「第一章総則」・「一基本方針」を掲載したが、ここには(一)(二)と、十一項目にわたって基本方針が列挙されている。この十一項目を、「改訂要領」の諸項目の、概ね同内容と思われる項目に当嵌ると(一)・(二)・(三)・(四)・(五)・(六)は「改訂要領」の「②幼稚園教育の目標」の範疇に入る内容と考えたい。全く一致した内容とすることはできないが、上から順次に、P. 6の「②幼稚園教育の目標」中、(i)・(ii)・(iii)・(iv)・(v)・(vi)に該当するものと考えられよう。

次に、(七)・(八)の項は「改訂要領」の「①幼稚園教育の基本」の項目(iii)・(ii)に該当させ得るであろう。

また、(九)は、「(3)指導計画作成上の留意事項」の「(一般的留意事項)中、第五番目の○印の項、P. 10の「幼児の生活は家庭を基盤として——」に該当させ得る内容である。

(十)は「(2)ねらい及び内容」中P. 7の「①ねらい及び内容の考え

らの影響を大きく受ける時期である。

○環境とは幼児を取巻く状況のすべてで、自然や社会環境などを含めた事物・事象や教師をはじめとした幼児に接する人々、かもし出す雰囲気、時間、空間などを指す。

○これからの社会に人間として生きるために必要とされる健康な心と体、豊かな感情、人とかかわる力、積極的なものごとの取り組む意欲や態度、創造力などは幼児の生活の自然な流れに即して幼児が自ら環境とかかわって展開する活動を通して培われる。

○その中心を占めるのは、幼児が意欲的、主体的に興味や関心を持って行う遊びであり、その遊びは一人一人の幼児の特性や興味、関心の持ち方によって多様なものとなる。

○したがって幼稚園教育においては幼児期の特徴や幼児の特性を踏まえながらねらいや内容にふさわしい環境を構成し、幼児が自らその環境にかかわって、展開する生活を通して、その心身の発達を促すことが望ましい。

以上のことから幼稚園教育は環境を通して行うものであることを基本とし、特に次に示す事項を重視してその目標の達成を図らなければならぬ。

① 幼児期にふさわしい生活の展開

・周囲の人々から自己の存在を認められ受け入れられているという安定感を基盤にして、適切な援助を受けつつ、主体的に環境に働きかけてさまざまなものを獲得していく充実感や満足感を味わう。——主体性や豊かな心情、能力を育てる。

・生活の中心は遊びで、家庭や地域社会での生活と連続性や循環性を持つ。

・遊びを中心とした生活の中で友達とのかかわりが盛んになり、自分の意思や感情を伝え、相手の気持ちを感じ取ることができるようになる。——社会性、興味・関心・意欲の深まり

・このような生活を通して幼児の情緒は安定し、自己を十分に発揮できるようになり、自立と協同の態度が表われる。

② 遊びを通しての総合的な指導

③ 一人一人の発達の特性に応じた教育

2) 改善する内容

① 人とかかわりを持つ力を育成すること

幼児は、信頼関係に基づく安定した人間関係を基盤にして家族、近隣の人々、他の幼児というように他者とかかわりを広げていく。その中で他者との共感や思いやり、集団への参加意識、主体性や社会性を身につけていく。そして、そのことが人とかかわる力を育てる。幼稚園教育においても教師や友達などとふれ合い、互いの感情や意志を表現したり、共に楽しんだり共感し合う活動を十分に展開することが必要である。こうした活動を通して、周囲の人々に対する興味や関心、豊かな感情と表現力、調和のとれた生活態度などが養われるようにする。

② 自然とのふれ合いや身近な環境とかかわりを深めること

近年、幼児期における自然とのふれ合いや身近な環境とかかわりの機会が減少しつつある。幼児期においてこうした具体的な体験をすることは、認識や思考、感性や表現力、物事に対

の質的転換を図るといふ基本的な観点を踏まえつつ、二十一世紀に向かつて、国際社会に生きる日本人を育成するという観点に立ち、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図るとともに、自ら学ぶ意欲をもち社会の変化に主体的に対応できる、豊かな心をもちたくましく生きる人間の育成を図ることが特に重要である。(傍点筆者(以下同じ))

〈改善を実施するに当たって留意すべき点〉

- ① 豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成
 - ・ 真理を求め心や自然を愛し、美しいものや崇高なものに感動する心を育てること
 - ・ 生命を尊重する心や他人を思いやる心を育てること
 - ・ 感謝の心や公共のために尽くす心を育てること
 - ・ すこやかな精神と身体を育てること
 - ・ 基本的な生活習慣を身につけ自らの意志で社会規範を守る態度を育てること

- ② 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成
 - ・ 自ら生きる目標を求めその実現に努める態度を育てること
- ③ 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容の重視及び個性を生かす教育の充実

④ 国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成
以上は、幼・小・中・高の教育機関における教育課程の基準として共通に必要な目標である。言うまでもなく、幼児から青年前期にわたる幅広い年齢層にわたる対象者に共通の目標であるから、これを年齢

心身の発達の程度、生活経験の状況等に応じて、適切な内容をそれぞれの目標について用意するのは至極当然のことである。幼稚園については次のような改善の基本方針を「説明資料」の中で述べている。

(3) 幼稚園教育要領改善の基本方針(要約)

〈教育内容改善の必要性〉

① 社会的変化の著しい中で幼児を取り巻く環境が激変し、直接体験の減少や人間関係の希薄化などの諸問題を生じ、幼児の発達に個人差が生じていることが指摘されている。

② 幼時期は自然な生活の流れの中で、直接的・具体的体験を通して将来の発達の基礎を培う時期であることに変りない。

③ したがって幼稚園教育は、幼児期にふさわしい環境を用意して、生活の中での体験を通して幼児の心身の発達を促すことを重視しなければならない。

④ 現行の幼稚園教育要領の解釈の仕方が多様であり、基本的な共通理解がなされていない現状である。

⑤ 今後の社会変化に対応する観点から、幼稚園の教育内容を考える必要があるという指摘がなされている。

1) 幼稚園教育の基本 — 環境による教育 —

○ 幼児期は、周囲の大人の保護や信頼関係を基盤として、自分から環境に働きかけあるいはそこから刺激を受けることなどによる直接的・具体的な体験を積み重ねる中で、人間として生活するための基礎となるさまざまな力を身につけ自己を形成していく時期である。

○ すなわち、人格形成の基礎を培う時期であると同時に、環境が

る。このことについては、「説明資料」の「三幼稚園教育要領の改善の要点」「(1)教育内容に関する改善の要点」「①領域の編成」において、

——現行の教育要領においては、幼稚園修了までに指導することが望ましいねらいを、教師が幼児の行う経験や活動を通して総合的な指導を行う際の視点として、六つの領域にまとめて示している。

——中略——しかし、実際には、このような領域の性格が十分には理解されず、領域の名称やその内容が小学校の教科内容と混同されやすいものであったことなどから、領域を小学校における教科と同様に取り扱ったり、領域を特定の経験や活動と対応させるなど、幼稚園教育にふさわしくない実践が行われる傾向もみられた。

このような実情を考慮して、幼児の生活全体を通して総合的な指導を行うための視点であるとする領域の性格を今後も受け継ぎながら、幼稚園教育が何を意図して行われるかが明確になるよう、新たな視点から領域を編成することとした。(後略)——

と述べている。内容面の比較については、さらに「現行要領」と「改訂要領」との各領域を比較対照させ、領域設定の基礎となった「ねらい」にどのような異同があるかを比較考察したい。

(三)「現行要領」の「第三章指導及び指導計画作成上の留意事項」では、「一指導上の一般的留意事項」、「二指導計画作成上の留意事項」について、「(一般的留意事項)・(特に配慮を要する事項)に分けて述べている。形式面においても観点の相違を読みとることができるが、内容面については次項において言及したい。

二「現行要領」・「改訂要領」の編成の内容面からの比較

前項では「現行要領」と「改訂要領」との編成上の形式面——小稿の場合、形式面とは全体の構成部分である各項目の名称や位置の異同等を指す。(前述)——を比較し、それによって内容面の改訂の方向性を概略指摘した。

本項では、内容面からその異同を明らかにし、具体的に改訂点を把握整理したい。

「改訂要領」は未だ告示の段階に至らないので、文部省初等中等教育局幼稚園課の「説明資料」を援用してきたが、その資料中、「一教育課程の基準の改善の方針」の「(2)教育課程の改善のねらい」及び「二幼稚園教育要領改善の基本方針」に述べられている内容は、教育課程審議会の答申ならびに文部省としての教育内要改善に関する考え方や方針を端的に示している。その要旨をまとめると次のごとくなる。

(1)日本の教育の課題

今日の科学技術と経済の発展は、物質的な豊かさを生むとともに情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化など、社会の各方面に大きな変化をもたらしており、これらの変化は今後一層拡大することが予想される。このような社会において個人として国家社会の一員として必要な資質を養うためには、学校教育をどのように改善していくかということが大きな課題となっている。(傍点筆者)

(2)教育課程審議会答審案採択(昭六二・一二・二四)

(答申内容の抜粋)

今回の教育課程の基準の改善においては、前回の教育課程の基準の改善における自ら考え主体的に判断し行動する力を育てる教育へ

的な内容」省略)

第三章 指導および指導計画作成上の留意事項

成上の留意事項

一 指導上の一般的留意事項

(「項目」前掲)

二 指導計画作成上の留意事項

項

(「項目」前掲)

省略)

(3) 指導計画作成上の留意事項

〔一般的な留意事項〕

(「項目」前掲)

〔特に配慮を要する事項〕

(「項目」前掲)

一 「現行要領」・「改訂要領」の編成の形式面からの比較

組織的に編成された全体の構成部分である各項目の名称の相違や位置の異同は、その編成の方針、意味付けの相違等、主として内容面に関わる形式面への反映と考えたい。従って、この項では前掲の「現行要領」と「改訂要領」との対照表により、編成の各項目において「改訂要領」がいかに改められているかを確かめたい。

(一) 「現行要領」の「第一章総則」と「改訂要領」の「(1)総則」とは編成の中で対照的な位置にあり、従って内容的にもそうあるべきものである。しかるに、「改訂要領」では「現行要領」の「一基本方針」に該当する部分が「①幼稚園教育の基本」・「②幼稚園教育の目標」と改められている。内容面については次項でその相違点を挙げるが、ここでは項目の改訂について指摘し、言わんとするところをより明確に区別して表現する意図のあることを述べるにとどめる。

(二) 「現行要領」の「第二章」と、「改訂要領」の「(2)ねらい及び内容」とは、ともに学習指導の領域を中心として述べた章である。「現行要

領」の「第二章内容」の前文は前掲したが、その前文の趣旨は六領域の内容を示し、それを教育課程に具現する上での取扱上の留意点を主として述べたものである。しかし、内容面の「改訂要領」との比較は、これも次項に譲る。ここでは形式面についての比較を前文と領域の立て方との二点について述べる。

①「現行要領」の前文には、前述したごとく六領域にわたるそれぞれの領域のねらいと、それらの領域の内容を、年・期・月・日の具体的な指導事項として組込むときの留意事項を述べている。なお、それぞれの領域の具体的な指導内容の指導上の留意事項については、各領域の内容の後に記している。

それに対し、「改訂要領」では「現行要領」の「第二章内容」による(2)の項目を、「ねらい及び内容」とし、さらにその冒頭に「①ねらい及び内容の考え方」の項目を置き、「ねらい及び内容」の意味を明確に定義づけている。また、「②領域に示される事項についての」項目を立て、各領域ごとにその領域を設けた根拠となる理由を述べその理由を「ねらい」を設定した根拠としている。また、「ねらい」に続いて、そのねらいを達成する日常の具体的な教育実践の考え方や方法を述べ「内容」に繋いでいる。形式面から見ても、「改訂要領」の当該部分は論理的に納得のいく編成方法となっている。

②「領域」の設定については、「現行要領」では「健康」・「社会」・「自然」・「言語」・「音楽リズム」・「絵画製作」の六領域である。一方「改訂要領」では領域の名称がほとんど改められ、設定の観点も大幅に見直されたようである。「領域」の設定は、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の五領域となっている。

する気持ちで行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つように配慮すること。

○思考力の芽生えを培うに当たっては、遊びを通して十分に体を動かして、気づいたり試したりする直接的な体験の中で知的好奇心を育て、次第によく見よく聞きよく考える意欲や態度を身につけるように配慮すること。

○安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して、状況に応じて機敏に自分の身体を動かすことができるようにし、危険な場所や事物などがわかり安全についての理解を深めるように配慮すること。さらに交通安全の習慣を身につけるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うように配慮すること。

○心身に障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すことを基本とし、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。

○行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然な流れの中で生活に変化やうるおいを与えるようにし、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、行事についてはその教育的価値を十分検討し適切なものを精選し幼児の負担にならないよう十分に配慮すること。

III 「現行要領」と「改訂要領」との編成の比較考察

前述のごとく、「改訂要領」は今年末までに告示の予定であるが、現在の段階では「説明資料」に拠る外ないので、内容に未確定要素のあ

ることも考えられるが、「説明資料」を本稿の考察の資料とすることを諒とされたい。次に、両要領の編成の項目を掲げ、「改訂要領」の編成の趣旨がいかなる観点からなされようとしているかを考察したい。

（現行要領）

第一章 総則

一 基本方針

二 教育課程の編成

第二章 内容

（前文は前掲）

○「健康」

○「社会」

○「自然」

○「言語」

○「音楽リズム」

○「絵画製作」

（「ねらい」前掲、「具体

（改訂要領）

(1) 総則

① 幼稚園教育の基本

② 幼稚園教育の目標

③ 教育課程の編成

(2) ねらい及び内容

① ねらい及び内容の考え

② 領域に示される事項について

○「健康」——心身の健康に

関する領域

○「人間関係」——人との

かわりに関する領域

○「環境」——自然や身近な

環境とのかかわりに関する領域

○「言葉」——ことばの獲得

に関する領域

○「表現」——感性と表現に

関する領域

（「ねらい」前掲、「内容」

〔一般的な留意事項〕

○指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し必要な体験を得るようにするために作成する具体的な計画であること。

○指導計画作成に当たっては以下に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、これにふさわしい環境を構成することなどにより、活動が選択・展開されるようにすること。

(i) 具体的なねらい及び内容は、幼稚園や地域の実態を考慮して、幼稚園生活の全体を通して幼児の発達の見通し、年齢や生活経験、興味・関心の方向、幼児相互の関係などを含む心身の発達の実情に応じて設定すること。

(ii) 環境は具体的なねらいを達成するためにふさわしいものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることによりさまざまな活動を展開しつつ必要な体験が得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

(iii) 具体的な活動は幼児が環境にかかわることにより生みだされるものであり、生活の流れの中でさまざまに変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を選択し展開していけるよう必要な援助をすること。

○幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師とのふれ合いを通して幼稚園生活に親しみ安定していく時期から、やがて友達同士で目的を持って幼稚園生活を展開し深めていく時期などに至るまでの過程をさまざまにとりながら広げられていくものであることを考慮

し、活動がその時期にふさわしく展開されるよう配慮すること。

○幼児の行う活動は個人、グループ、学級全体、学級や年齢の枠にとられない場合など多様に展開されるが、いずれの場合にも、一人一人の幼児が主体的に活動を展開し興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

○幼児の生活は家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、幼稚園の生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつよりよく展開されるよう十分に配慮すること。

○長期的に発達を見通した年や期、月などにわたる計画と、これとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週や日などの計画を作成し、適切な指導を行うようにすること。

特に週や日などの指導計画については幼児一人一人の生活リズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

○指導計画は、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に改善を図るものとする。

〔特に配慮を要する事項〕

○基本的な生活習慣の形成にあたっては、幼児の行動を適切に受容しつつ自立心を育て、他の幼児とかわりながら活動を展開する中で生活に必要な習慣を無理なく身につけるようにすること。この際、生活の基盤である家庭との連携に十分配慮すること。

○道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成とともに、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気づき相手を尊重

味や関心を持つ。

・身近な環境に自分からかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。

・身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。

○「言葉」——言葉の獲得に関する領域

この領域は、経験したことや考えたことなどを話し言葉を使って表現し、相手の話すことばを聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚を養う観点からねらい及び内容をまとめることにしている。

言葉は、身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意思などを言葉で伝えようとし、それに相手が応答することや、身近な人の言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものである。さらに、幼児の認識や思考は言葉を使うことで確かなものになっていく。したがって、生活の中で心を動かし表現したくなるような体験を豊富に持つこと、また、言葉を交わす喜びを味わえるような友達や教師の存在があること、話したり聞いたりする経験を十分持つことなどが言葉を使って表現する意欲や態度を育てる上で大切な要件となる。

さらに、教師の使う言葉や絵本、物語などによってさまざまな言葉に接し言葉に対する感覚を培うことが必要である。

このような観点から次のようなねらいが考えられる。

- ・自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう。
- ・人の言葉や話などをよく聞き自分の経験したことや思うことを話そうとする。

・日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語

などに親しみ、想像力を豊かにする。

○「表現」——感性と表現に関する領域

この領域は、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲及び創造性を豊かにする観点からねらい及び内容をまとめることにしている。

豊かな感性や自己を表現する意欲は自然や身近な環境と十分にかかわることの中で美しいものや心を動かすできごとなどに出会うことや自分の感情や体験を豊かに表現する機会を持つことによって育てられる。幼児期の自己表現は造形や音楽、身体表現などの具体的な活動を通して行われることが多い。また、自己を表現することによって感性や創造性が高められていくものである。このような観点から次のようなねらいが考えられる。

- ・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- ・感じたことや考えたことをさまざまな方法で表現しようとする。
- ・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。

(3) 指導計画作成上の留意事項

ここでは、次のような幼稚園教育における指導計画の考え方及び指導計画の作製上留意する必要があることについて示すことになる。

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲を持って環境とかわるることにより作り出される具体的な活動を通して、目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され適切な指導が行われるよう、以下に示すことに留意して、教育課程に基づき調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成しなければならない。

この領域は、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う観点からねらい及び内容をまとめることにしている。

心と体の健康は相互に密接な関連があるものであって、特に幼児期にあつては周囲の人々との温かいふれ合いの中で生活し、安定感や自己の存在感を味わうことが自ら体を十分に動かす意欲を育て、身体諸機能の調和的な発達を促す基盤となることに十分留意しなければならぬ。

また、幼児期には自分から十分に体を動かして健康な生活を展開することが大切であり、同時にそのような生活に必要な習慣や態度を生体体験を通して養っていくことが、自ら健康で安全な生活をつくり出す力になるのである。このような観点から次のようなねらいが考えられる。

- ・ 明るくのびのびと行動し充実感を味わう。
- ・ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

○「人間関係」——人とのかかわりに関する領域

この領域は、他の人々と親しみ支え合つて生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う観点からねらい及び内容をまとめることにしている。

人とかかわる力が育つためには、自分が周囲の人々に温く見守られているという安定感から生まれる人に対する信頼感を持つこと、さらにその信頼感に支えられて自分自身の生活を確立していくことが必要である。

幼稚園生活において多くの友達や教師と安定した人間関係を持つ中で、幼児は自己の存在感や自分とは違つたさまざまな人への積極的な

関心、共感や思いやりなどを持つようになる。また、こうした生活の中で自分の感情や意志を表現しつつ、他の人々と共に生活するために必要な習慣や態度を身につけていくことが、将来の社会を構成する際に必要な人とかかわる力を育てることになるのである。

このような観点から次のようなねらいが考えられる。

- ・ 生活の仕方がわかり、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ・ すんで身近な人とかかわり、愛情や信頼感を持つ。
- ・ 社会生活における望まし習慣や態度を身につける。

○「環境」——自然や身近な環境とのかかわりに関する領域

この領域は、自然や社会の事象などの身近な環境に積極的にかかわる力を育て、それを生活に取り入れていこうとする態度を養う観点からねらい及び内容をまとめることにしている。

環境と積極的にかかわる力は、感動を持って自然や身近な社会のできごとなどとふれ合う体験を十分に持つことよつて培われるものである。周囲の環境に自分から親しんでかかわり、知的好奇心や探索欲求を満足させることは、さらに深い興味や関心、愛着をもって環境にかかわろうとする意欲的な態度を育てることになる。

また、そうしたかかわりの中で自然の神秘や生命あるもの、生活を豊かにする文化などに接し、それらに対する親しみ、畏敬、好奇心などを抱いたり生命の大切さに気づいたりすることは、やがて自分たちを取り巻く環境を大切にし、よりよい環境をつくり出そうとする力をも育てることになるのである。このような観点から次のようなねらいが考えられる。

- ・ 身近な環境に親しみ、自然とふれ合う中で、さまざまな事象に興

(v) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

③ 教育課程の編成

幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応して適切な教育課程を編成するものとする。

(i) 教育課程は、幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間、年齢、幼児一人一人の生活経験や発達の課題等を考慮して具体的なねらいと内容を組織し、入園から修了に至るまでの視野を持って充実した生活が展開できるように編成しなければならないこと。

(ii) 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き〇〇週を下つてはならないこと。

(iii) 幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とし、幼児の心身の発達の程度や季節等に即して適切に配慮すること。

(2) ねらい及び内容

① ねらい及び内容の考え方

幼稚園教育要領の「ねらい及び内容」の章において、各領域に示される事項は、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえ幼稚園終了までに幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを具体的な目標である「ねらい」とし、それを達成するために教師が援助し幼児が身につけていくことが望まれるものを「内容」とするものである。そして、このような「ねらい」と「内容」を幼児の発達の諸側面や幼児期に育てたい能力、態度からまとめて領域を編成することとした。

幼稚園教育は、幼児が幼稚園において幼児期にふさわしい生活を展開して、その中で心身の発達の基礎となる体験を得ることを通して行われるものである。したがって、各領域に示された「ねらい」は幼稚園の生活の全体を通して幼児がさまざまな体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであり、「内容」は幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されなければならない。

また、ここに示される事項は幼稚園教育の全体を見通した「ねらい」であり「内容」であるので、各幼稚園においてはこれによって幼稚園教育の具体的な方向をとらえながら、幼児の実情や地域の実態などに即して具体的なねらいや内容を組織することが必要である。

その意味から幼稚園の領域は小学校における教科とは異なるものであることを考慮して、領域別に教育課程を編成したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。

ねらい及び内容に示される事項は教師が幼児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、幼児のかかわる環境を構成する視点でもあるということができる。

なお、特に必要な場合には各領域に示される「ねらい」の趣旨に基づいて適切な内容を工夫して加えても差し支えないが、その場合には、総則に示される幼稚園教育の基本を逸脱しないように慎重に配慮する必要がある。

② 領域に示される事項

(各領域の具体的な内容と、指導にあたっての留意事項は掲げない。)

○「健康」——心身の健康に関する領域

(六) 年、月などにわたる長期間の指導計画においては、自然や社会生活の変化などに即応できるようにじゅうぶん弾力性をもたせること。なお、この場合において、幼児の経験や活動のまとまりを、いわゆる主題や単元として指導計画を作成するときは、第二章の各領域に示す事項を取り落としなく指導することができるよう配慮すること。

施行期日

この幼稚園教育要領は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔改訂要領〕——「説明資料」へ昭和六三年八月を以てこれに代える。〕

——今回告示される幼稚園教育要領は、各幼稚園においてより適切な教育実践がなされるよう、(1)総則、(2)ねらい及び内容、(3)指導計画作成上の留意事項によって幼稚園の教育内容を定め教育課程の基準を示すこととする。——

(1) 総 則

ここでは、幼稚園教育の基本、幼稚園教育の目標、教育課程の編成について次のように示すこととする。その概要は以下の通りである。

幼稚園は、教育基本法に従い、学校教育法に示す目的及び目標を達成するため、以下に示すところに基づいて教育を行わなければならない。

① 幼稚園教育の基本

幼稚園教育は、幼児の発達の特性を踏まえて環境を通して行うものであることを基本とし、特に次に示す事項を重視してその目標の達成を図らなければならない。その際、教師は幼児との信頼関係を十分に

築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

(i) 安定した情緒の下で自己を十分に発揮し次第に自立と協同の態度を養うよう、幼児の自発的・主体的な活動を促し幼児期にふさわしい生活が楽しく展開されるようにすること。

(ii) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う多様なねらいが達成される重要な学習であることを重んじ、遊びを通しての指導によって幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすること。

(iii) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合って成し遂げられていくものでありその過程が多様であること、また幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを踏まえ、幼児一人一人の特性を生かし発達の課題に即した指導を行うようにすること。

② 幼稚園教育の目標

幼稚園は、幼児の発達の特性を踏まえ幼児期にふさわしい生活を展開させることを通じて、次のような目標の達成に努めなければならない。

(i) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を養うようにすること。

(ii) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

(iii) 自然や身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

(iv) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。

心情を深めたりすることができるようになること。

(九) 幼児がみずから選んで行なう経験や活動の指導にあたっては、幼児の興味や欲求をじゅうぶん満足させるようにし、必要によっては教師も参加したり援助したりして、その経験や活動が効果的に発展するように配慮すること。また、グループで行なう経験や活動の指導にあたっては、グループの一員として安定感をもって相互に力を合わせるとともに、個々の幼児の興味や欲求に留意しながら、必要によっては教師も参加して、その経験や活動が効果的に発展するように配慮すること。さらに、学級全体で行なう経験や活動を指導するにあたっては、望ましい共通の経験を持たせるとともに、個々の幼児の興味や欲求にも注意して、いずれの幼児もそれに喜んで参加できるように適切に配慮すること。

(十) 安全に関する指導にあたっては、家庭や地域社会の人々と協力して幼児を危険や災害から守り、特に登降園の途上における安全を確保するようにすること。また幼児が機敏に自分の身体を統御できるようにし、危険な場所や事物などをわからせ、安全についての理解を深め、さらに進んで交通安全の規則を守る習慣を身につけるようにするとともに、生命の尊さに気づくようにすること。なお、災害防止のための訓練なども行うようにすること。

(四) 幼稚園における行事の指導にあたっては、幼児の生活に変化やうるおいを与え、その充実に役立たせるように指導すること。なお、地域的な行事や全国的な行事などについては、その教育的価値をじゅうぶん検討し、適切なものを精選すること。また、国民の祝日などについては、幼児の心身の発達の程度に応じて、その意義を理解

させ、それに親しみを持たせるようにすること。

(三) 指導の過程や成果については、たえず反省や評価を適切に行ないその改善に努めること。

二 指導計画作成上の留意事項

幼稚園においては、適切な指導を行なうために、次の事項に留意して、調和のとれた発展的、組織的な指導計画を作成しなければならぬ。

(一) 幼稚園や地域の実態を考慮し、幼児の心身の発達の程度に応じ、具体的な指導のねらいを明確に設定し、これを達成するにふさわしい幼児の経験や活動を選択して配列すること。

(二) 幼児の経験や活動の選択、配列にあたっては、第二章に示す事項をじゅうぶん考慮するとともに、幼児の生活経験に即した適切なものを選び、それが相互に関連しあうように配列すること。

(三) 幼児の経験や活動の配列にあたっては、静的と動的、屋内と屋外、個人とグループなどのいろいろな経験や活動をかたよりなく指導できるようにすること。

(四) 季節、天候あるいは地域的な行事などの幼児に及ぼす影響をじゅうぶん考慮して、適切な指導を行なうようにすること。

(五) 一日の指導計画においては、特に活動と休息、緊張と解放などを考慮して、幼児の経験や活動に調和と変化をもたせるようにすること。また、健康観察、話し合い、食事などについて、必要によっては間食、午睡などについても、これを適切に行なうことができるようにすること。なお、この場合幼児の個人差にも適切に対処できるように考慮すること。

興味や欲求を生かして、各方面にわたる豊かな経験や活動を行なわせるようにすること。

(三) 幼児の個人的特徴や生活環境などを観察し、調査してよくこれを理解し、その行動や態度などを適切に指導すること。特に問題行動のある幼児、身体の虚弱な幼児、知恵の遅れた幼児などに對してはその原因を究明し、適切な指導を加え、また、必要に応じて専門家に相談して適切に取り扱うようにすること。

(四) 幼稚園内における好ましい人間関係をつくるとともに、施設、設備、教具などの物的環境を地域や幼稚園の実態に即して適切に整え、個々の幼児が安定感をもっていろいろな経験や活動を行うことができるようにすること。この際、遊具、絵本、視聴覚教材などの教具については、これを適切に選択して利用するようにすること。

(五) 入園当初においては、教師は個々の幼児に特に細かな心づかいをもって接し、できるだけ早く教師や他の幼児に親しませ、喜んで登園するように導き、幼稚園における生活に慣れさせ、安定した気持ちで幼稚園生活を楽しむことができるようにすること。特に幼稚園に親しみにくい幼児については、その原因を調べて適切な処置をするように努めること。また、長期の休暇が終わったとき、進級したとき、新入園児を迎えたときなど特定の時期においては、幼児の心身の状態に注意して、それぞれ適切な取り扱いをすること。なお、幼稚園修了前の幼児については、小学校へ進学する期待や心構えなどを育てるように配慮すること。

(六) 基本的生活習慣の形成にあたっては、常に一貫した方針をもってより基礎的なものからくり返して指導し、しだいに身につくように

すること。この際、適切な賞賛や注意を与えてそれを促進し、他律から自律へ進むように配慮すること。また、豊かな情操の芽ばえをつちかうにあたっては、情緒の安定を図るとともに、幼児の生活の各方面にわたって、すぐれたもの、美しいもの、心を打つものなどに接させ、感じたことや思ったことをのびのびと表現する機会を多くもたせるなど適切に指導して、豊かな感情や感受性あるいは敬けんな気持ちなどの発達を促すようにすること。さらに、知識や理解の芽ばえをつちかうにあたっては、自分で考えたりくふうしたりするような経験を多くもたせて、いわゆる自己中心的な見方や考え方からしだいに客観的な見方や考え方が生じてくるように適切に指導を行ない、いたずらに知識を詰めこんだり、理解を強要したりすることのないようにすること。

(七) 道徳性の芽ばえをつちかうにあたっては、日常生活における基本的生活習慣や、望ましい対人的態度を、幼児の自主性を尊重しつつ身につけさせるとともに、教師の是認や否認などを通して、よい行動、悪い行動を区別できるようにし、さらに道徳的心情が内面に深まるように配慮して、積極的にかつ根気強く指導するようにすること。この際、幼稚園のよいふんい気をつくるとともに、教師の人格や言動、友だちや家庭、あるいは地域社会の環境が特に強い影響を及ぼすことに留意すること。

(八) 遊びの指導にあたっては、いろいろな形態や様式の遊びを経験させ、さらにそれを適切に発展させるようにし、幼児が喜んで遊びに集中し、個性をのびのびと発揮できるようにするとともに、経験を広めたり、創意をはたらかせたり、好ましい人間関係をつくったり、

域に示す事項に基づいて適切なねらいをくふうし、それを各領域に加えて指導することができる。しかし、指導する事項をいたずらに多くしたり、程度の高すぎるねらいを達成しようとしたりして、幼児の負担過重にならないようにし、また、その趣旨を逸脱しないように、慎重に配慮する必要がある。なお、幼稚園教育の特質に基づき、各領域は小学校における各教科とその性格が異なるものであることに留意しなければならない。

(六領域の具体的な内容と、指導にあたっての留意事項は掲げない。)

健康

- 一 健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。
- 二 いろいろな運動に興味を持ち、進んで行なうようになる。
- 三 安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

社会

- 一 個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。
- 二 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。
- 三 身近な社会の事象に興味や関心を持つ。

自然

- 一 身近な動植物を愛護し、自然に親しむ。
- 二 身近な自然の事象などに関心を持ち、自分で見たり考えたり扱ったりしようとする。
- 三 日常生活に適應するために必要な簡単な技能を身につける。
- 四 数量や図形などについて興味や関心をもつようになる。

言語

- 一 人のことばや話などを聞いてわかるようになる。

二 経験したことや自分の思うことなどを話すことができるようになる。

- 三 日常生活に必要なことばが正しく使えるようになる。
- 四 絵本、紙しばいなどに親しみ、想像力を豊かにする。

音楽リズム

- 一 のびのびと歌ったり、楽器をひいたりして表現の喜びを味わう。
- 二 のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。
- 三 音楽に親しみ、聞くことに興味をもつ。
- 四 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。

絵画製作

- 一 のびのびと絵をかいたり、ものを作ったりして、表現の喜びを味わう。
- 二 感じたこと、考えたことなどをくふうして表現する。
- 三 いろいろな材料や用具を使う。
- 四 美しいものに興味や関心を持つ。

第三章 指導および指導計画作成上の留意事項

一 指導上の一般的留意事項

幼稚園においては、第一章および第二章に示すところに基づき、次の事項に留意して、効果的な指導を行なうようにしなければならない。

(一) 幼児の年齢の違いにともなう心身の発達段階や幼稚園で受けた教育経験などに即応して、適切に指導すること。なお、三歳児および集団生活に親しみにくいものなどに対しては、それぞれの実情に応じ特別な配慮を加えるようにすること。

(二) 具体的な指導のねらいを明確にし、幼児の生活経験に即し、その

(一) 幼児の心身の調和的な発達を図り、健全な心身の基礎を養うようにすること。

(二) 基本的な生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽ばえをつちかうようにすること。

(三) 自然および社会の事象について興味や関心をもたせ、思考力の芽ばえをつちかうようにすること。

(四) 人の話を聞く正しい態度を養うとともに、人にわかることばを使うこととする意欲を育て、ことばの正しい使い方を身につけるようにすること。

(五) のびのびとした表現活動を通して、創造性を豊かにするようにすること。

(六) 幼児に必要な養護や世話を行なうとともに、自主的、自発的な活動を促し、自立の態度を養うようにすること。

(七) 幼児の心身の発達の実情をよく理解し、その個人差に応じて適切な指導を行なうようにすること。

(八) 幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、総合的な指導を行なうようにすること。

(九) 地域の実態に即し、かつ、幼稚園の生活環境を整備して、適切な指導を行なうようにすること。

(十) 幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、適切な指導を行なうようにすること。

(十一) 家庭との連絡を密にし、家庭における教育と相まって教育の効果をあげるようにすること。

二 教育課程の編成

(一) 各幼稚園においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、幼稚園教育要領、教育委員会規則等に示すところに従い、幼児

の心身の発達の実情ならびに幼稚園や地域の実態に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。この場合においては、第二章の健康、社会、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作の各領域に示す事項を組織し、幼稚園における望ましい幼児の経験や活動を選択し配列して、適切な指導ができるように配慮しなければならない。

(二) 幼稚園の毎学年の教育日数は、特別の事情のある場合を除き、二〇日を下ってはならないと定められている（学校教育法施行規則第七十五条）。

(三) 幼稚園の一日の教育時間は、四時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節に応じて適切に配慮する必要がある。

第二章 内容

健康、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作の各領域に示す事項は、幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したものである。しかし、それは相互に密接な連関があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成されるものである。

幼稚園においては、各領域に示す事項によって、全期間を通じて指導しなければならない事項の全体を見通し、望ましい幼児の経験や活動を適切に配列して、調和のとれた指導計画を作成し、これを実施しなければならない。この際、各領域に示す事項については、幼児の年齢の違い、教育期間の相違および地域の実態などを考慮して、その程度を適切に決めなければならない。また、特に必要な場合には、各領

「現行幼稚園教育要領」と「改訂要領」

との比較考察

佐合久一郎

I はじめに

「現行幼稚園教育要領」——以下、「現行要領」と呼ぶ。——は、周知のごとく昭和三十九年三月二三日文部省告示第六九号により告示され、爾来二十年を超える長期にわたり、幼稚園教育の教育課程の基準となってきた。

しかし、この二十年は、経済・社会の日本近代における著しい激動期で、家庭や社会の実生活にも、価値観の多様化、物志向、感覚的傾向への傾斜、自己中心的傾向等の考え方や現象が年とともに増幅されてきた。

近年に至り、「現行の教育課程の実施の経験からみていくつかの検討すべき課題が生じており、また、社会の変化に対応するために学校教育の在り方が問われていた。」（「幼稚園教育課程講習会説明資料」——以下、「説明資料」と呼ぶ——所載）

昭和五八年十一月の中央教育審議会教育内容等小委員会の提言があり、昭和六〇年九月一〇日の、文部大臣から教育課程審議会に対する「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」の諮問を経て、文部省においては、同審議会の答申の内容を尊重して、学習指導要領、幼稚園教育要領の具体的な改訂作業を進めてきている。（「説明資料」の一部を引用（昭和六三年一〇月現在））

幼稚園については「改訂幼稚園教育要領」——以下、「改訂要領」と呼ぶ。——は、昭和六三年末までに告示し、昭和六五年度に全面实施の予定となっている。

さて、小稿の主題は上掲のごとく、「現行幼稚園教育要領」と「改訂要領」との比較考察であるが、幼稚園教育要領の告示の日が予定よりも遅れ、本学の紀要発行の日程の上から、「改訂要領」の告示の日を待つて主題についての考察を行うことが時間的に不可能となったので、「改訂要領」に代えて「説明資料」を素材とせざるを得なかったことを諒承されたい。

II 「幼稚園教育要領」の編成

「幼稚園教育要領」のごとく法律に類するもののみならず統一ある組織にまとめあげられたものは、全体を組織する各項目にいかなる内容を持つかを検索することにより、全体の性格づけができ、また、その全体を供する目的に合致するか否かを判断することができる。さらに、各項目を比較することにより、それらの軽重を讀取ることができる。そのような見地に立って、まず「現行要領」と「説明資料」の「改訂要領」に相等する大項目を対照させて、その編成を考察したい。

（「現行要領」）

第一章 総則

一 基本方針

幼稚園は、教育基本法にのっとり、学校教育法に示す目的および目標を達成するために、次の基本方針に基づき、幼児の教育を行なわなければならない。